特別支援学校における医療的ケア運営協議会設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、「特別支援学校医療的ケア実施要綱」に基き設置する特別支援学校における医療的ケア運営協議会(以下「運営協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

- 第2 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 特別支援学校における医療的ケアの実施体制に関すること
 - (2) 医療的ケアの実施にあたり必要な事項の検討に関すること
 - (3) 関係機関の連絡調整に関すること
 - (4) その他医療的ケアの実施について必要な事項に関すること

(構 成)

- 第3 運営協議会は、次に掲げる者のうちから長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が 委嘱する若干名の委員をもって構成する。
 - (1) 特別支援学校児童生徒の保護者
 - (2) 医 師
 - (3) 看護師
 - (4) 特別支援学校の教職員
 - (5) その他

(任期)

- 第4 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。
- 2 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、委員を置くことができる。

(座 長)

- 第5 運営協議会に座長1人を置く。
- 2 座長は、委員の互選により定める。

(会議)

- 第6 会議は特別支援教育課長が招集する。
- 2 運営協議会の進行は、座長が務める。

(庶務)

第7 運営協議会の庶務は、特別支援教育課に置く。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成17年 4月1日から施行する。 平成18年 4月1日一部改正

平成18年11月1日一部改正

平成19年 4月1日一部改正